

アスベスト（石綿）に係る 大気汚染防止法改正について

令和3年3月

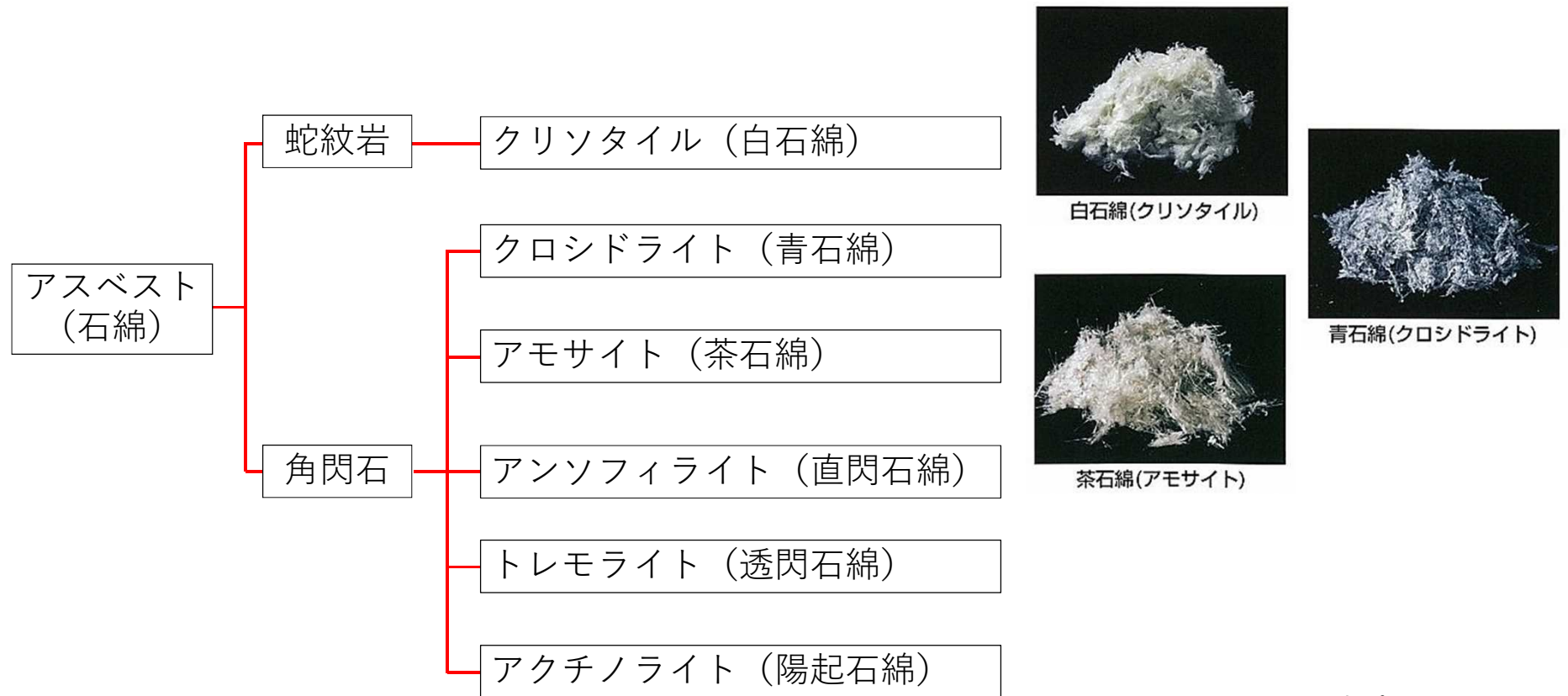
群馬県環境森林部環境保全課

目次

1. アスベストの概要
2. 各種法令におけるアスベストの規制
3. 大気汚染防止法におけるアスベスト規制
4. 大気汚染防止法における解体等工事規制

1-1.アスベストとは

天然に産する鉱物群のうちで，高い抗張力と柔軟性を持つ絹糸状光沢の特異な繊維状集合をなすもの。繊維1本は直径0.02～0.35 μm（髪の毛の5000分の1）程度



【出典：国土交通省パンフレット「建築物のアスベスト対策」】

1-2.アスベストの特性

アスベストはその物質的特性により様々な工業製品に使用されてきた。

紡織繊維性

通常、アスベスト繊維は集合体をなしており、アスベスト以外の無機又は有機繊維に比べ著しく細い。

耐熱性

クリソタイルでは、約 500°C までは安定。角閃石系のはクリソタイルより高温でも安定している。

抗張力

アスベストは、ピアノ線より強い引っ張り力を有している。また、しなやかさも有している。

耐薬品性

酸・アルカリ以外の薬品に対しても比較的抵抗力が強いとされている。

絶縁性、耐摩耗性、防音性

アスベストは一般に熱絶縁性に優れている。

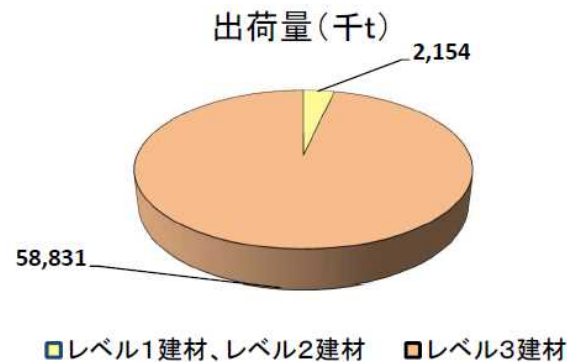
アスベストは通常環境条件下では、半永久的に分解・変質せず、また地表に沈降した場合、容易に再発じんするため、極めて長い間一般環境中に留まることが知られている。

1-3.アスベストの健康影響

症例	潜伏期間	備考
石綿（アスベスト）肺	約15～20年	肺が繊維化してしまう肺繊維症（じん肺）という病気の一つ。職業上アスベスト粉塵を10年以上吸入した労働者に起こるといわれている。治療法は知られていない。
肺がん	約15～40年	肺細胞に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされている。
悪性中皮腫	約20～50年	肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜等にできる悪性の腫瘍。 青石綿（クロシドライト）の危険性が最も高く、茶石綿（アモサイト）がこれに次ぎ、白石綿（クリソタイル）は、青石綿及び茶石綿より危険性は低いといわれている。

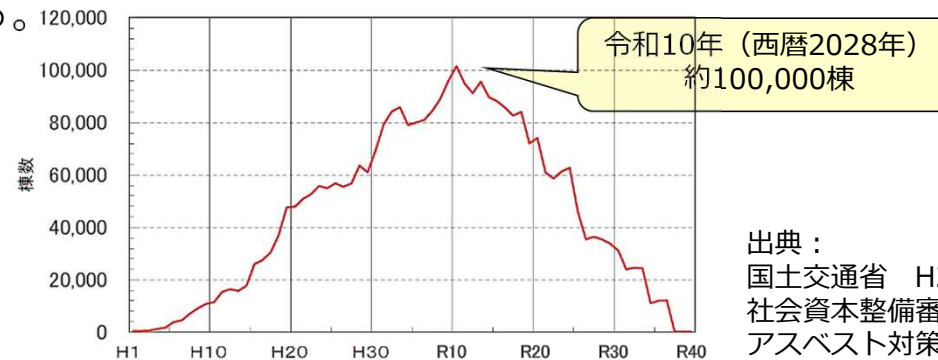
1-4. アスベストの使用先と今後の動向

過去50年に輸入・生産された石綿のうち、約8割が建築材料として使用され、その9割が石綿含有成形板等に使用されたと推定されている。



出典：平成30年10月18日中央環境審議会石綿飛散防止小委員会（第1回）資料4

吹付けアスベスト等を含む建築材料を使用している可能性がある鉄骨造・鉄筋コンクリート造の民間建築物の解体工事件数は令和10年頃にピークを迎えると推計されている。



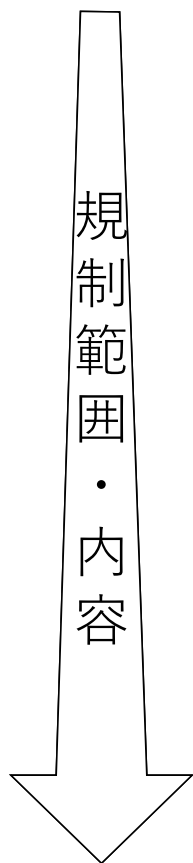
出典：
国土交通省 H21.6.12 第5回
社会資本整備審議会建築分科会
アスベスト対策部会資料(加工)

2.各種法令におけるアスベスト規制

法令	大気汚染防止法	労働安全衛生法 石綿障害予防規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
目的 (アスベストに限る)	特定粉じん（アスベスト）の大気中への飛散防止	アスベストについて職場における労働者の安全と健康を確保する	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る
規制内容	解体等工事に係る各種規制	解体等の作業に係る各種規制	石綿を含有する廃棄物について各種規制
所管部局	前橋市、高崎市、群馬県	労働基準監督署	【産業廃棄物】 前橋市、高崎市、群馬県 【一般廃棄物】 市町村

この他にも建築基準法や建設リサイクル法でアスベストに係る規制あり

3-1.大気汚染防止法（大防法）におけるアスベスト規制の変遷



◎平成8年改正

特定粉じん排出等作業の実施の届出義務化
隔離・集塵装置設置・湿潤化等の作業基準の遵守義務化

◎平成18年改正（平成17年政令改正含む）

届出規模要件の撤廃・特定建築材料の追加
特定粉じん排出等作業の対象建築物に工作物を追加

◎平成25年改正

届出者の変更（受注者⇒発注者）
解体等工事事前調査結果の発注者への説明、
調査結果の掲示を義務化

◎令和2年改正

3-2.大防法におけるアスベスト規制

(定義)

() 内は令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知による

○解体等工事

建築物及びその他の工作物（建築物等）を**解体**し、**改造**し、又は**補修**する**作業を伴う建設工事**
（建築物：全ての建築物（ガス、電気設備含む）、工作物：土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全て）

○特定粉じん

粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずる
おそれがある物質で政令で定めるもの⇒**石綿（アスベスト）**



○特定建築材料

吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる
原因となる建築材料で政令で定めるもの⇒**吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料**
（石綿を意図的に含有させたもの又は0.1重量%を超えて含むもの）

○特定粉じん排出等作業

特定建築材料が使用されている建築物等を**解体**、**改造**、又は**補修**する作業

○特定工事

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

○届出対象特定工事に係る特定粉じん排出等作業

吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る**特定粉じん排出等作業**

3-3.大防法における建築材料の種類

建築材料

石綿含有建材（特定建築材料）



吹付け石綿
(レベル1)

石綿、ロックウール等にセメント等の結合材と水を加えもので、吹付け機を用いて特定部位（鉄骨や天井、壁等）に吹き付けたもの、石綿含有パーライト石綿含有バーミキュライト

届出対象特定工事



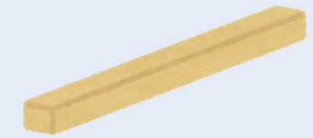
石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材
(レベル2)

石綿含有保温材
石綿含有断熱材
石綿含有耐火被覆材



その他の石綿含有建材
(レベル3)

石綿含有成型板、石綿含有煙突等、石綿含有仕上げ塗材



石綿非含有建材




特定工事、特定粉じん排出等作業

解体等工事

レベル1～3は大気汚染防止法に基づく規定ではなく、通称。




出典：【国土交通省】目で見えるアスベスト建材

3-4.特定建築材料の例 【レベル1：吹付け石綿の例】

	鉄骨耐火被覆材	湿式石綿含有吹付け材	石綿含有吹付けバーミキュライト
			
使用場所	石綿、ロックウール等にセメント等の結合材と水を加えたもので、吹付け機を用いて特定部位（鉄骨や天井、壁等）に吹き付けられ、使用されている。		
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） ③石綿含有バーミキュライト（ひる石）吹付け材 ④石綿含有パーライト吹付け材 		




出典：【国土交通省】目で見えるアスベスト建材

3-4.特定建築材料の例 【レベル2：石綿含有断熱材等の例】

	石綿含有断熱材	石綿含有保温材	石綿含有耐火被覆材
			
使用場所	煙突用断熱材、屋根用折板裏断熱材などに使用されている。	ボイラーなど建築設備や空調設備のダクトなどの継目部分に使われていることが多い。	鉄骨部分、鉄骨柱、梁やエレベーター周辺で使用されている。
具体例	①煙突用断熱材 ②屋根用折板裏断熱材	①石綿保温材 ②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有パーライト保温材 ④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材 ⑥石綿含有水練り保温材	①石綿含有耐火被覆板 ②石綿含有けい酸カルシウム板第二種 ③石綿含有耐火被覆塗り材

出典：【国土交通省】目で見えるアスベスト建材

3-5.特定建築材料の例 【レベル3：石綿含有成形板等の例】

	石綿含有スレート波板	石綿含有住宅屋根用化粧用スレート	石綿含有けい酸カルシウム板第1種
			
使用場所	化粧を施したものや、軽量化したものなど、多くの石綿スレート関連製品がある。（石綿含有建材の出荷量のうち、およそ96%が石綿含有成形板等）		
使用例	石綿含有成形板、石綿含有スラグせっこう板、石綿含有パルプセメント板、石綿含有けい酸カルシウム板第1種、石綿含有せっこうボード、石綿含有ビニル床タイル、石綿含有ソフト巾木、石綿含有窯業系サイディング、石綿含有押出成形セメント板、石綿含有スレートボード、石綿含有仕上塗材		

出典：【国土交通省】目で見えるアスベスト建材

3-5.特定建築材料の例 【レベル3：石綿含有成形板等の例】

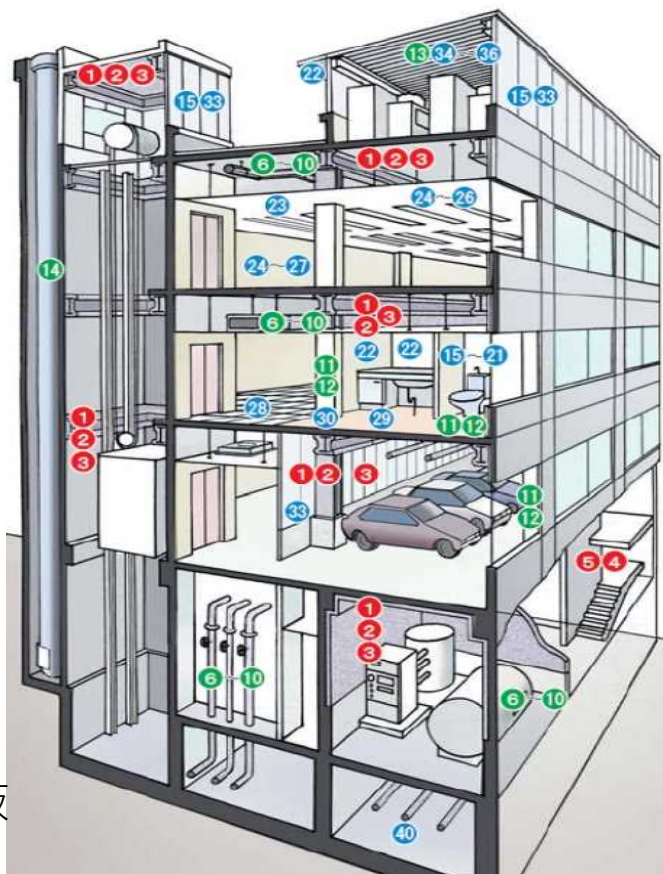
<p>石綿含有ロックウール 吸音天井板</p>	<p>石綿含有 ビニル床タイル</p>	<p>石綿含有 ビニル床シート</p>
		
<p>石綿含有 窯業系サイディング</p>	<p>外壁材</p>	<p>石綿セメント円筒</p>
		

出典：【国土交通省】目で見えるアスベスト建材

3-6.建築物に使用されているアスベストの例（抜粋）

（コンクリート造）

- ①吹付け石綿
- ④石綿含有吹付けバーミキュライト
- ⑤石綿含有吹付けパーライト
- ⑥石綿含有
けい酸カルシウム保温材
- ⑪石綿含有
けい酸カルシウム板第2種
- ⑫石綿含有耐火被覆板
- ⑭煙突用石綿断熱材
- ⑮石綿含有スレートボード、
フレキシブル板
- ⑯石綿含有スレートボード平板



- ⑫石綿含有
けい酸カルシウム板第1種
- ⑬石綿含有ロックウール
吸音天井板
- ⑭石綿含有せっこうボード
- ⑮石綿含有パーライト板
- ⑰石綿含有ビニル床シート
- ⑱石綿含有ソフト巾木
- ⑳石綿含有スレート波板・大波
- ㉑石綿セメント円筒
- ㉒石綿セメント管

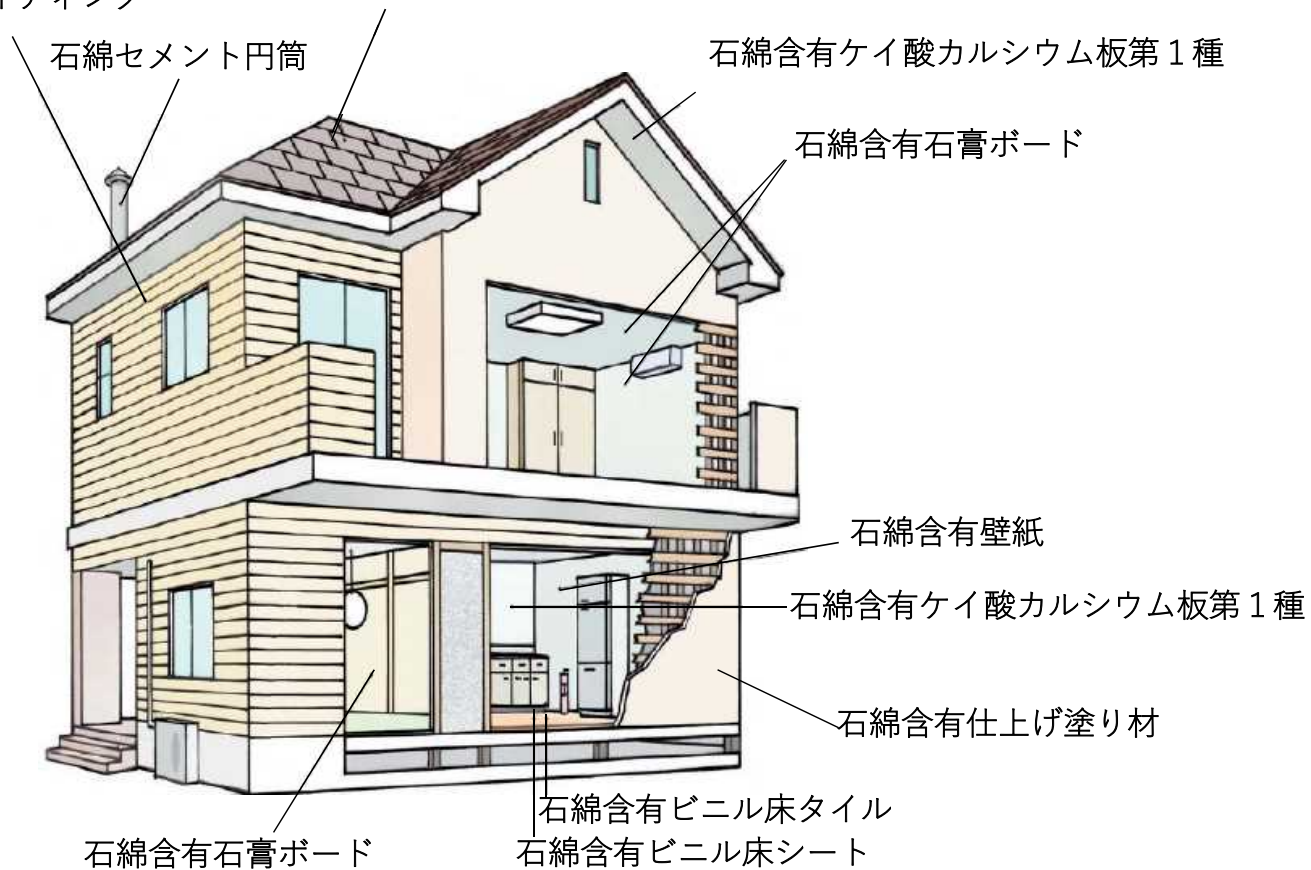
出典：【国土交通省】目で見えるアスベスト建材

3-7.建築物に使用されているアスベストの例（抜粋）

（木造）

石綿含有窯業系サイディング
石綿含有建材複合系金属サイディング

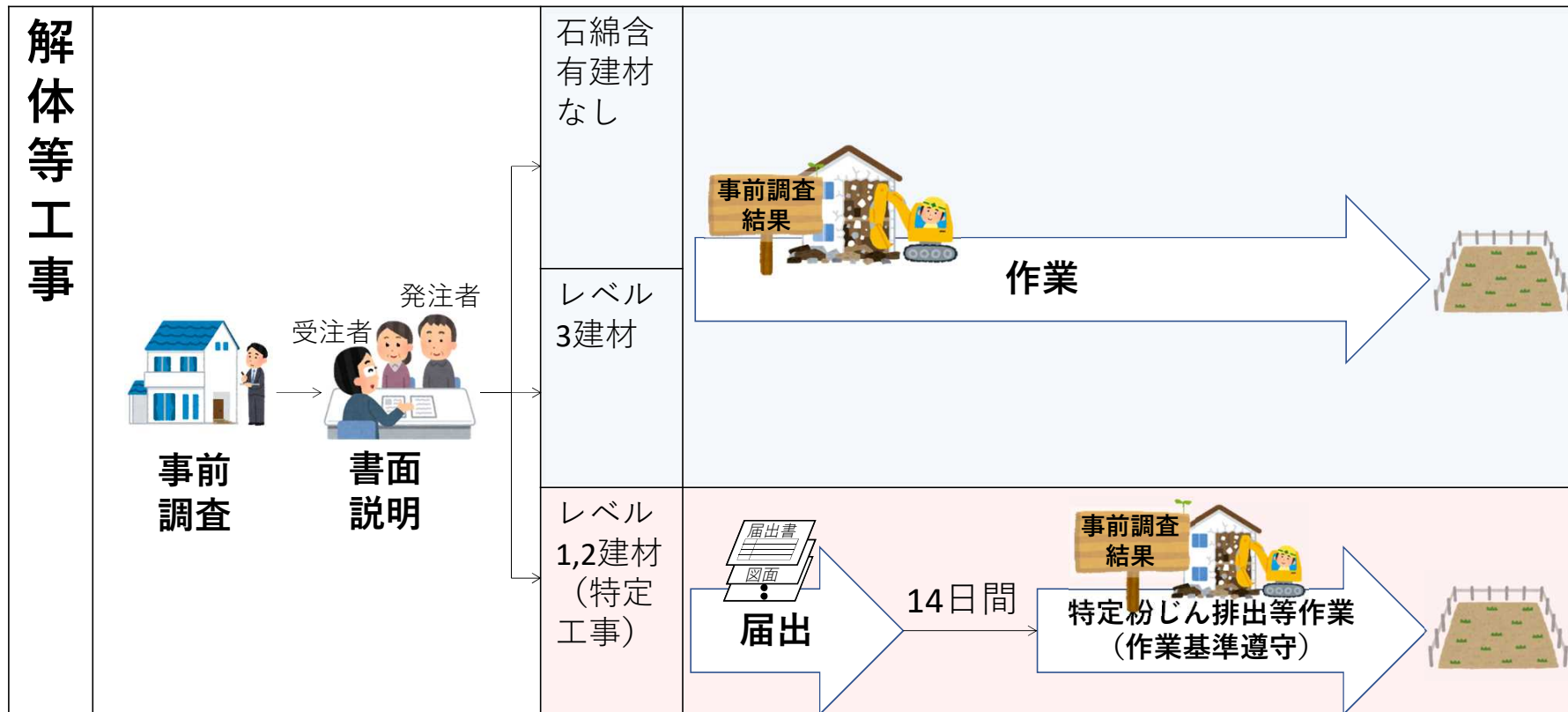
石綿含有住宅屋根化粧スレート
石綿含有ルーフィング



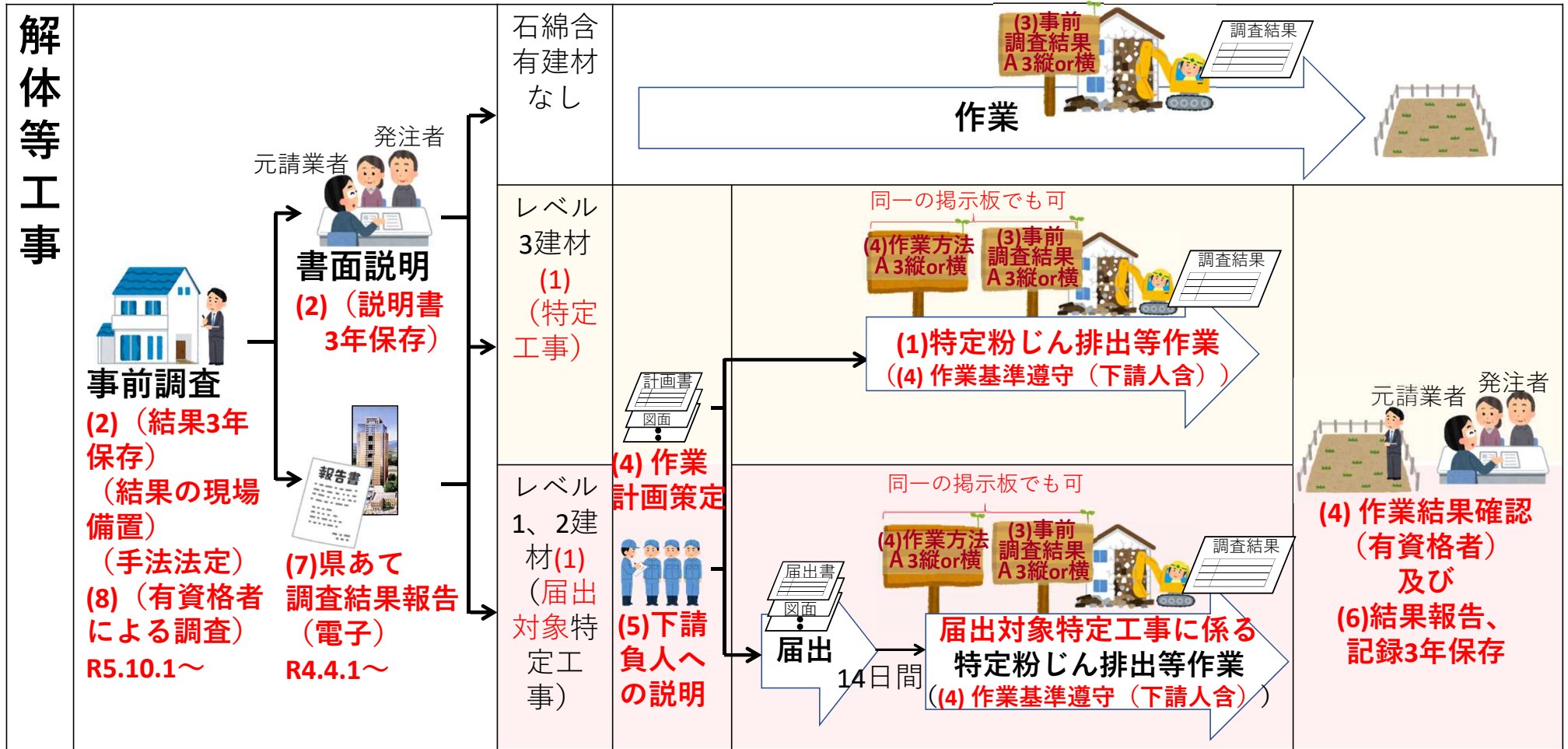
出典：【国土交通省】目で見えるアスベスト建材

4-1.改正法施行前の大気汚染防止法における解体等工事の流れ

(～R3.3.31)



4-2.改正法施行後の大気汚染防止法における解体等工事の流れ



4-3.改正大防法における解体等工事規制概要

(1) 規制対象の拡大 (R3.4.1～)

用語	改正後 (改正法)	改正前 (旧法)
特定建築材料 (作業基準を遵守 しなければならない 建築材料)	吹付け石綿 (レベル1) 石綿含有断熱材、保温材、耐火 被覆材 (レベル2) その他の石綿含有建材 (石綿含 有成形板等) (レベル3)	吹付け石綿 (レベル1) 石綿含有断熱材、保温材、耐火 被覆材 (レベル2)
特定粉じん排出等 作業	特定建築材料 (レベル1～3) が使用されている建築物等を解 体、改造、又は補修する作業	特定建築材料 (レベル1、2) が使用されている建築物等を解 体、改造、又は補修する作業
届出が必要な特 定粉じん排出等 作業	レベル1、2に係る特定粉じん 排出等作業 (届出対象特定工事)	レベル1、2に係る特定粉じん 排出等作業
特定工事	特定粉じん排出等作業 (レベル 1～3) を伴う建設工事	特定粉じん排出等作業 (レベル 1、2) を伴う建設工事

4-4.解体等工事の事前調査

※R4.4.1から一定規模以上の解体等工事の
事前調査結果を知事又は中核市長に報告
※R5.10.1から1-1、1-2に係る事前調査は有資格者が実施

(2) 事前調査手法【法第18条の15第1項】

誰が	解体等工事の元請業者、自主施工者
いつまで	規定なし（実質的に、事前調査結果の説明まで）
何を	<p>当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて以下の方法により調査を行う。</p> <p>1-1 設計図書その他の書面による調査</p> <p>1-2 特定建築材料の有無の目視による調査</p> <p>2 1の調査により特定工事に該当するか明らかにならなかったときは分析による調査（特定工事とみなす場合はこの限りではない。）</p>
例外	平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等（ガスケットグランドパッキンによっては着手日に例外あり）を解体等する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等により明らかであつて、当該建築物等以外の建築物等を解体等しない場合は、この限りではない。

事前調査の方法



1-1設計図書確認



1-2目視確認



2分析

JIS A 1481-1、2、3、4

4-5.解体等工事の事前調査結果説明

(2) 事前調査結果説明【法第18条の15第1項】

氏名等：氏名又は名称及び法人にあっては
代表者の氏名（以下、同じ）

誰が	解体等工事の元請業者	
誰に	解体等工事の発注者	
いつまで	(届出対象特定工事) 当該特定粉じん排出等作業着手の日の14日前又は解体等工事開始日まで（早い方） (届出対象特定工事の解体等工事) 解体等工事開始の日まで	
何を	以下の事項を書面を交付して説明し、書面の写しを解体等工事が終了した日から3年間保存（電子可）	
	・全ての解体等工事 1 事前調査の結果 2 事前調査を終了した年月日 3 事前調査の方法 4 書面調査、目視調査を行った者の氏名、当該者が環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項 (R5.10.1～)	・特定工事に該当するとき 1～4に加えて、 5 特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 6～8 特定粉じん排出等作業の種類、実施の期間、方法 9 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 10 元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
		・届出対象特定工事に該当するとき 1～10に加えて、 11 特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 12 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 13 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所



4-5.解体等工事の事前調査結果説明

(2) 事前調査結果説明【法第18条の15第1項】

(元請業者が作成及び発注者に説明する場合の様式例)

別紙1

解体等工事に係る事前調査説明書面

年 月 日

①発注者 住所

氏名 (法人にあつては名称及びその代表者の氏名) 様

②元請業者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日 延床面積 m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修 階数 階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())
⑨調査を終了した年月日	年 月 日
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無 <input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有 (詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無
	⑬破壊しないと調査できない場所であつて、解体等が始まる前に確認できなかった場所
⑭発注者	年 月 日
⑮元請業者	別紙 のとおり
⑯大気汚染防止法に係る作業の実施	□要 □不要

特定粉じん排出(石綿除去)等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業 (次項及び5の項を除く) 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業 (かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの) (5の項を除く) 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業 (5の項を除く) 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業 (1から3の項、次項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (m ²) 2 石綿を含有する保温材 (m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (m ²) 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他 ()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧作業の揭示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙 のとおり

元請業者



4-6.解体等工事の事前調査結果記録保存等

(3) 解体等工事現場への備置き、事前調査に関する記録の保存、【法第18条の15第3、5項】(R3.4.1～)

誰が	解体等工事の元請業者、自主施工者
いつ いつまで	<ul style="list-style-type: none"> ① 解体等工事を施工するとき ② 解体等工事を終了した日から3年間
何を	<ul style="list-style-type: none"> ① 以下の事項について作成した記録の写しを解体等工事現場に備置き。 ② ①の記録の写し及び事前調査結果説明書の写しを保管。(電子保存可) <ul style="list-style-type: none"> 1 解体等工事(工事)の発注者の氏名等 2 解体等工事の場所 3 解体等工事の名称及び概要 4 事前調査を終了した年月日 5 事前調査の方法 6 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 (H18.9.1以後に設置の着手をした建築物等は追加事項あり) 7 解体等工事に係る建築物等の概要 8 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分 8 (建築物の)書面調査、目視調査を行った者の氏名、当該者が環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項(R5.10.1～) 9 分析調査を行った箇所、調査者の氏名及び所属する機関等の名称等 10 各建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠 <p>※1～5はp20の例外に該当する場合の記録事項</p>



4-7.解体等工事の事前調査結果掲示

(3) 調査結果の掲示【法第18条の15第5項】

誰が	解体等工事の元請業者、自主施工者	
いつ	解体等工事を施工するとき	
何を	当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように日本産業規格A3以上 (42.0×29.7cm、縦横どちらでも可)以上の大きさの掲示板で掲示しなければならない	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 事前調査の結果 2 元請業者又は自主施工者の氏名等 3 事前調査を終了した年月日 4 事前調査の方法 	<p>特定工事に該当するとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類



4-7.解体等工事の事前調査結果揭示

(3) 調査結果の揭示【法第18条の15第5項】

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業（届出非対象）記入例

※揭示サイズは（横420mm以上、縦297mm以上）

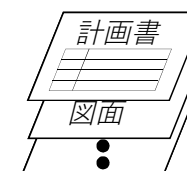
建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告[※]を行っております。 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2項の規定による事前調査結果の報告は令和4年4月1日から施行されます。</p>		
事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所	調査終了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	死亡者又は自主施工者 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇〇〇開発（株）代表取締役社長 〇〇 〇〇
看板表示日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	解体等工事期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	住所 群馬県〇〇市〇-〇
石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	調査方法の概要（調査箇所） 【調査方法】 書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】 建築物全体（1階～3階）	元請業者（工事の施工者かつ調査者） 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠） 【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1～3階 床：ビニル床シート⑤、壁：けい酸カルシウム板第1種；④ 天井：岩綿吸音板③ その他の建材 ④⑤	元請業者（工事の施工者かつ調査者） 住所 群馬県△△市-□	現場責任者氏名 連絡場所 TEL 〇〇 〇〇 027-〇〇〇-〇〇〇〇
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法 石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法 石綿含有成形板等 （例）フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生（隔離）し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。	調査を行った者（分析等の実施者） 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境（株）氏名〇〇 〇〇登録番号〇〇〇〇 住所：群馬県〇〇市〇〇-〇〇 分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所：埼玉県〇〇市〇〇-〇〇	〇〇 〇〇を石綿作業主任者に選任しています。
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法 石綿含有仕上塗材 （例）剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生（隔離）し、除去を行う。	調査を行った者（分析等の実施者） 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境（株）氏名〇〇 〇〇登録番号〇〇〇〇 住所：群馬県〇〇市〇〇-〇〇 分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所：埼玉県〇〇市〇〇-〇〇	〇〇 〇〇を石綿作業主任者に選任しています。
使用する資材及びその種類 ・湿潤用薬液：〇〇〇〇 ・剥離剤：〇〇〇〇 ・養生用シート（厚さ：〇mm） ・接着テープ 等	調査を行った者（分析等の実施者） 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境（株）氏名〇〇 〇〇登録番号〇〇〇〇 住所：群馬県〇〇市〇〇-〇〇 分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所：埼玉県〇〇市〇〇-〇〇	〇〇 〇〇を石綿作業主任者に選任しています。
備考：その他の条例等の届出年月日	調査を行った者（分析等の実施者） 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境（株）氏名〇〇 〇〇登録番号〇〇〇〇 住所：群馬県〇〇市〇〇-〇〇 分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所：埼玉県〇〇市〇〇-〇〇	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下を判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明⑤材料の製造年月日

注）工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合（令和4年4月1日施行）

4-8. 特定粉じん排出等作業の作業基準

(4) 作業基準：作業計画の策定、作業方法の掲示【法第18条の14、第18条の20、規則第16条の4】 (R3.4.1～)

誰が	特定工事の元請業者、自主施工者	
いつ	特定粉じん排出等作業（作業）を行う場合	
何を	① 次の事項を記載した作業計画を作成し、当該計画に基づき作業を行う。 1 特定工事の発注者の氏名等 2 特定工事の場所 3 作業の種類 4 作業の実施の期間 5 作業の方法 6 特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 7 作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 8 作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 9 現場責任者の氏名等及び連絡場所 10 下請負人の氏名及び連絡場所	
	② 当該特定工事の場所において以下の項目を公衆に見やすい箇所に 日本産業規格A3以上（縦横どちらでも可）の大きさの掲示板で掲示	
	1 発注者、元請業者、自主施工者の氏名等 2 元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 3 作業の実施の期間 4 作業の方法	届出対象特定工事に該当するとき 5 届出年月日、届出先



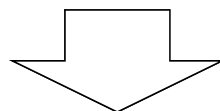
作業方法
A3以上
縦or横

掲示板は事前調査結果の掲示板と同一の掲示板でも可

4-9. 特定粉じん排出等作業の作業基準

(4) 作業基準：実施状況の記録【法第18条の14、法第18条の20、規則第16条の4】（R3.4.1～）

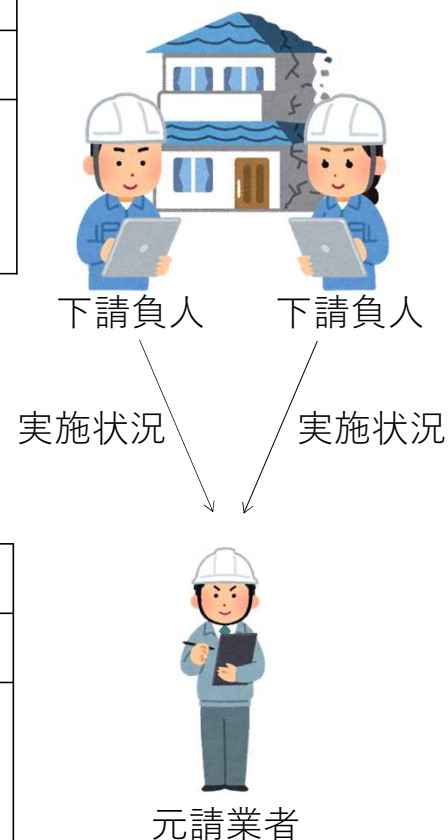
誰が	特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人
いつ	特定工事が終了するまで（特定工事の期間中）
何を	特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、特定工事が終了するまでの間保存（電子可）



(4) 作業基準：実施状況確認

【法第18条の14、法第18条の20、規則第16条の4】（R3.4.1～）

誰が	特定工事の元請業者
いつ	特定工事が終了するまで（特定工事の期間中）
何を	上記規定により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認



4-10. 特定粉じん排出等作業の作業基準

(4) 作業基準：作業後の確認【法第18条の14、法第18条の20、規則第16条の4】 (R3.4.1～)

誰が	特定工事の元請業者、自主施工者
いつ	特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了後 (除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に)
何を	除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせる。 【特定粉じんの知識があるもの】 建築物：(特定建築物・一般建築物・一戸建て等) 石綿含有建材調査者、 (一社) 日本アスベスト調査診断協会に登録された者 石綿作業主任者 工作物：石綿作業主任者 (石綿作業主任者は当該作業現場を担当した石綿作業主任者のみ)
例外	解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)は、建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事(床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等の特定建築材料の一部を加工する作業のみを伴うような建設工事)を施工する場合には、自ら当該確認を行うことが可能。



4-11. 特定粉じん排出等作業（レベル3）の作業基準

(4) 作業基準【法第18条の14、法第18条の20、規則別表第7】

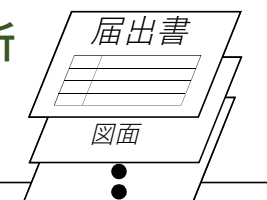
誰が	特定工事の元請業者、下請負人、自主施工者				
いつ	特定工事に係る特定粉じん排出等作業を行うとき				
何を	次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の措置を講じること（別表第7要約）				
	<u>(1) 石綿含有成形板等</u>		<u>(2) 石綿含有仕上塗材</u>		
	原則	原則による除去が技術的に著しく困難又は改造、補修作業等の場合	左記、かつ、けい酸カルシウム板第1種るとき	原則	電気グラインダー等電動工具使用の場合
	① 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取外し	② 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化	③ 除去部分周辺を事前に養生＋除去する特定建築材料を湿潤化	① 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化	② 除去部分周辺を事前に養生＋除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化
	<u>(1) (2) 共通</u> 特定建築材料の除去後（養生を行った場合は、養生を解くに当たって）、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う。				



4-12.届出対象特定工事に係る特定粉じん排出等作業の届出

○届出【法第18条の17第1項】

誰が	届出対象特定工事の発注者
いつ	届出対象特定工事に係る特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前まで
何を	<p>次の事項を届出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名等 2 当該届出対象特定工事の場所 3 特定建築材料（レベル1、2）の種類並びに使用箇所及び使用面積 4 作業の種類 5 作業の実施の期間 6 作業の方法 7 作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 8 作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 9 工程を明示した特定工事の工程の概要 10 元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 11 下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 <p>※この欄において作業＝特定粉じん排出等作業</p>



大気汚染防止法施行規則様式第3の4を用いて正副2部提出してください

4-13.届出対象特定工事に係る特定粉じん排出等作業の届出

○届出先及び問合せ先

届出対象特定工事を行う市町村	届出先	所在地	電話番号
前橋市	前橋市環境部環境森林課	〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1	027-898-6292
高崎市	高崎市環境部環境政策課	〒370-8501 高崎市高松町35-1	027-321-1251
渋川市、伊勢崎市、榛東村、吉岡町、玉村町	中部環境事務所	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 (前橋合同庁舎内)	027-219-2020
藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	西部環境森林事務所	〒370-0805 高崎市台町4-3 (高崎合同庁舎内)	027-323-5530
中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町	吾妻環境森林事務所	〒377-0424 中之条町大字 中之条町664 (中之条合同庁舎内)	0279-75-4611
沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	利根沼田環境森林事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412 (利根沼田県民局庁舎内)	0278-22-4481
桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	東部環境事務所	〒373-0033 太田市西本町60-27 (太田合同庁舎内)	0276-31-2517

4-14.届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業の作業基準

(4) 作業基準【法第18条の14、第18条の20、規則別表第7】

誰が	特定工事の元請業者、下請負人、自主施工者			
いつ	特定工事に係る特定粉じん排出等作業を行うとき			
何を	次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去（若しくは囲い込み等を行うか）するか、又はこれと同等以上の措置を講じること（別表第7要約）			
作業種別	解体（除去）	解体（かき落とし等以外）	改造又は補修	解体（あらかじめの除去が著しく困難）
レベル1	<p>① 作業場を隔離＋作業場出入口に前室を設置。</p> <p>② 作業場、前室を負圧に保ち、HEPAフィルタ(JIS Z8122)を付けた集じん・排気装置を使用。</p> <p>③ 除去初日の除去開始前に、集じん・排気装置の正常稼働を使用場所で確認。※</p> <p>④ 除去日の除去の開始前、中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認。※</p>	-	<p>⑩ 【かき落とし等で除去の場合】 ①～⑦を遵守。</p> <p>⑪ 【かき落とし等以外で除去の場合】 ⑧～⑨を遵守。</p> <p>⑫ 【囲い込み等を行う場合】 特定建築材料の劣化状態、下地との接着状態を確認し、劣化が著しい又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去。</p> <p>⑬ 【（切断、破碎等を伴う）吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等を行う場合】又は【吹付け石綿の封じ込めを行う場合】 ①～⑦の規定を準用。その際「除去する」→「囲い込み等を行う」、「除去」→「囲い込み等」と読み替え。</p>	⑭ 作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
レベル2	<p>⑤ 湿潤化。</p> <p>⑥ 以下の際、集じん・排気装置の排気口で、粉じんを迅速に測定できる機器を用いて同装置の正常稼働を確認。 ・ 作業場において除去を行う初日の除去開始後速やかに ・ 除去の開始後に集じん・排気装置の使用場所を変更した場合、フィルタを交換した場合※ ・ その他必要がある場合に随時</p> <p>⑦ 除去後、隔離を解くに当たっては、薬液等を散布＋作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理＋特定粉じんが大気中へ排出等されるおそれがないことを確認。 ※異常が認められた場合は、（直ちに当該除去を中止し、）集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>⑧ 養生＋湿潤化</p> <p>⑨ 除去後、養生を解くに当たっては、薬液等を散布＋作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理。</p>		

かき落とし等：かき落とし、切断、破碎

囲い込み等：囲い込み又は封じ込め

4-15. 下請負人への説明

(5) 下請負人への説明【法第18条の16第3項】 (R3.4.1～)

誰が	特定工事の元請業者、下請負人
いつ	請け負った特定工事を他の者に請け負わせるとき
何を	請負に係る以下の事項を下請負人に説明。 1 作業の方法 2 作業の工程を明示した特定工事の工程概要 3 作業の種類 4 作業の実施の期間 5 特定建築材料の種類並びに使用箇所及び使用面積 ※この欄において作業＝特定粉じん排出等作業



4-16. 特定粉じん排出等作業の作業結果記録

(6) 作業結果記録の作成義務化、発注者への作業結果報告義務化【法第18条の23】(R3.4.1~)

誰が	特定工事の元請業者、自主施工者（（2）を除く）
いつ	特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したとき、遅滞なく
何を	<p>(1) 以下の事項に係る記録を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定工事の元請業者又は自主施工者の場責任者の氏名及び連絡場所 2 下請負人の氏名及び連絡場所 3 特定工事の発注者の氏名等 4 特定工事の場所 5 作業の種類 6 作業を実施した期間 7 作業の実施状況（以下の項目含む） <ul style="list-style-type: none"> イ 隔離して作業を行ったときは、集じん装置等の稼働確認、負圧状況の確認、隔離を解く前の特定粉じん処理に係る確認年月日、確認方法、確認結果、確認者の氏名 ロ 特定建築材料を除去し、囲い込み等の作業の完了を確認した年月日、確認結果、確認者の氏名、特定粉じんに関する知識を有する証明書類の写し <p>(2) 以下の事項に係る報告書を作成し、書面（電子可）で発注者に報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作業が完了した年月日 2 作業の実施状況の概要 3 特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了を行った者の氏名、当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを明らかにする事項 <p>※この欄において作業＝特定粉じん排出等作業</p>



4-16. 特定粉じん排出等作業の作業結果記録

(6) 作業結果記録の作成義務化、発注者への作業結果報告義務化【法第18条の23】（R3.4.1～）

特定粉じん排出等作業完了時の発注者への報告様式例

特定粉じん排出等作業完了報告書		
(発注者)	年	月 日
様		
(元請業者) 法人名 代表者氏名		
<p>ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第18条の23に基づき報告いたします。</p> <p>1. 特定粉じん排出等作業の概要</p> <ul style="list-style-type: none">対象建築物の名称及び所在地 ※対象建築物の名称（個人宅の場合は〇〇様住宅）及び所在地住所を記入する。除去等作業を行った者 ※元請業者が行った場合は「報告者と同じ」と記入、下請負人が行った場合は氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）を記入する。作業の概要 ※作業の実施期間、特定粉じん排出等作業の種類、特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、除去方法等、作業計画に記載した内容と実際に行った内容について簡潔に記入、別紙に記入してもよい。 <p>2. 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認</p> <ul style="list-style-type: none">確認年月日 ※石綿含有建材の取り残しがないこと等を確認した年月日を記入する（複数日の場合は期間を記		



4-17.解体等工事の事前調査結果報告

(7) 事前調査結果の県への報告義務化【法第18条の15第6項】 (R4.4.1～)

誰が	解体等工事の元請業者、自主施工者
いつ	下記の解体等工事の事前調査を行ったとき、速やかに <ul style="list-style-type: none">・ <u>建築物を解体する作業の対象床面積の合計が80㎡以上</u>・ <u>建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事</u>であって、当該作業の請負代金の合計額が<u>100万円以上</u>・ <u>工作物</u>（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める反応槽、加熱炉、ボイラー等）を<u>解体等</u>する建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が<u>100万円以上</u> ※契約を分割して請負う場合は合計額で判断する
何を	以下の事項（次ページ）を遅滞なく都道府県知事に電子システムを通じて報告する。電子システムの使用が困難な場合は、書面によって行うことができる



4-18.解体等工事の事前調査結果報告

(7) 事前調査結果の県への報告義務化【法第18条の15第6項】 (R4.4.1～)

報告事項	<p>以下の事項を遅滞なく都道府県知事に電子システムを通じて報告する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 解体等工事（工事）の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名等◎2 事前調査を終了した年月日◎3 書面調査、目視調査を行った者の氏名、当該者が環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項（R5.10.1～）4 工事の場所◎5 工事の名称及び概要◎6 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日◎ （H18.9.1以後に設置の着手をした建築物等は追加事項あり）7 工事に係る建築物等の概要8 分析による調査を行ったときは、調査箇所、調査者の氏名及び所属する法人等の名称9 工事の実施の期間◎10 建築物を解体する作業を伴う建設工事の場合は、作業の対象となる床面積の合計◎11 建築物又は工作物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の請負代金の合計12 工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類13 建築材料が特定建築材料に該当するか否か及び該当しないときは、その根拠の概要
------	---



◎はH18.9.1以降設置の工事に着手した建築物等（ガasketグランドパッキンによっては着手日に例外あり）の解体等工事に該当することが明らかである場合の報告事項

4-19. 事前調査者の有資格者への限定

(8) 事前調査に係る一定の知見を有する者の活用【規則第16条の5】 (R5.10.1～)

誰が	解体等工事の元請業者、自主施工者	
何を	建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査については、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める以下の者に行わせる。	
	<p>(1) 建築物（一戸建て住宅等を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 上記の者と同等以上の能力を有すると認められる者（令和5年9月30日までに（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者） 	<p>(2) 一戸建て住宅等※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の者 ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者

※一戸建て住宅等：【一戸建ての住宅】及び【共同住宅の住戸の内部】



アスベスト飛散防止のため、法令遵守に御協力ください

○問合せ先

解体等工事を行う市町村	届出先	所在地	電話番号
前橋市	前橋市環境部環境森林課	〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1	027-898-6292
高崎市	高崎市環境部環境政策課	〒370-8501 高崎市高松町35-1	027-321-1251
渋川市、伊勢崎市、榛東村、吉岡町、玉村町	中部環境事務所	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 (前橋合同庁舎内)	027-219-2020
藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	西部環境森林事務所	〒370-0805 高崎市台町4-3 (高崎合同庁舎内)	027-323-5530
中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町	吾妻環境森林事務所	〒377-0424 中之条町大字 中之条町664 (中之条合同庁舎内)	0279-75-4611
沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	利根沼田環境森林事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412 (利根沼田県民局庁舎内)	0278-22-4481
桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	東部環境事務所	〒373-0033 太田市西本町60-27 (太田合同庁舎内)	0276-31-2517
—	環境森林部環境保全課	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-2837